

事業案における主な留意事項

- 1 対象事業の範囲
 - (1) 病床の機能分化・連携のために必要な事業（事業区分Ⅰ）
 - (2) 在宅医療・介護サービスの充実のために必要な事業（事業区分Ⅱ）
 - (3) 医療従事者等の確保・養成のための事業（事業区分Ⅳ）
- 2 「医療」に係る事業であること。（「介護」に係る事業（事業区分Ⅲ及びⅤ）については、別途、長寿いきがい課から調査を実施。）
- 3 診療報酬や他の補助金等で措置されているものは、基金を充てて実施する事業の対象としないこと。
- 4 原則として、事業者負担が必要であること。
- 5 令和8年度から新たに行う事業であること。
- 6 国からは「事業の評価」を求められているため、提案する事業については、具体的な指標や目標値を設定すること。
- 7 国からの配分額（内示額）によっては、提案いただいた事業を令和8年度の県計画に盛り込むことが困難になる可能性があること。
- 8 原則として、「資料2 地域医療介護総合確保基金（医療分）の標準事業例」に該当する事業であること。
- 9 提案者＝事業主体となるようにすること。
- 10 その他、厚労省通知により基金を財源にできないとされているものについては注意すること。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000060713_00001.html